

制度情報—2021年10月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

北京市において関連行政法規及び国務院の承認を受けた部門規則を
一時的に調整して実施することに関する国務院の認可回答

(発令元) 国務院

(法令番号) 国函〔2021〕106号

(公布日) 2021年10月18日

(施行日) 2021年10月18日

1. 主なポイント

本認可回答により、北京市においてサービス業の開放をさらに拡大することを認める措置が複数規定された。

- (1) 北京市政府は、外商投資による経営性の成人向け教育学習スクールを奨励し、外商投資による経営性職業技能訓練学校を支持する具体的管理弁法を、独自に制定することができる。
(目録第1項)
- (2) 外商投資による電信業に対する制限2項を廃止する。(第2項)
 - ・中関村の特定区域内において、アプリストア業務への外資持分比率の制限を廃止する。
 - ・北京市の特定区域内において、ユーザーのためにインターネット接続サービス等を提供する付加価値電信業務の外資持分比率の制限を廃止する。
- (3) 条件を満たす北京市の外資系旅行会社が、台湾を除く出境旅行業務に従事することを許可する。(第5項)
- (4) 外資が資金援助する非営利性老人ホームの民間非企業組織としての業界参入を緩和する。
(第6項)
- (5) 国内インターネットVPN業務を外資に開放するが、合弁会社を設立しなければならず、かつ外資の持分比率は50%を超えてはならない。(第7項)
- (6) 北京市の特定区域において、外商投資が音楽・映像ソフトを制作する業務を許可するが、依然合弁形式に限定し、かつ経営主導権およびコンテンツの最終審査権は中国側が掌握しなければならない。(第8項)

2. 今後の留意点

本認可回答では、北京市政府が新たなサービス業の開放政策を試験運用により実施することを認めると規定しており、北京市の日系企業が投資事業分野の拡大を図りやすくなる施策といえる。今後北京市政府では、認可回答の目的を実現するための関連措置を制定、執行していくことになるため、それらの動向に注目しつつ、新たな政策を適時活用することで、新政策の施行適用範囲が全国に拡大される前に先駆けて対応することができる。(全8条)

信用調査管理弁法

(発令元) 中国人民銀行

(法令番号) 中国人民銀行令〔2021〕第4号

(公布日) 2021年10月1日

(施行日) 2022年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 信用情報の定義及び信用調査管理の範囲を明確に規定した。企業又は個人の身分、住所、通信、財産、取引決済、生産経営、法定義務の履行状況（期限までに企業年度報告、納税、判決履行の申告を提出したか等）の情報自体、及び前述の情報に対する分析、評価により得られる情報は、全て信用情報に属する。信用調査管理は金融等の商業活動に関するもののみとし、商業活動以外の情報処理活動は本弁法の管理対象に含まない。（第3条）
- (2) 信用調査機関による情報収集においては「最小、必要原則」を遵守すべきであり、個人情報の収集にあたっては情報主体本人の同意を取得したうえ、情報収集の目的を明確に告知しなければならない。（第7条、第12条）
- (3) 信用調査機関が中国国内で信用調査業務活動を行う場合、収集した企業の信用情報又は個人情報をも中国国内に保存しなければならない。（第29条）
- (4) 信用調査機関が信用情報を国外に提供することに関する規則や制限を明確に定めた。中国国外の企業又は個人が信用調査機関に中国国内企業の信用情報を照会する場合、信用調査機関は国外の情報使用者の身分、信用情報の用途について必要な審査を行い、信用情報がクロスボーダー貿易、投融资等の合理的な用途に使用されることを確認しなければならない。（第40条）

2. 今後の留意点

本弁法は、『民法典』、『ネットワーク安全法』、『個人情報保護法』等の法律法規と組み合わせて使用される可能性がある。中国国内の企業を相手にクロスボーダー貿易等の商業活動を行う予定がある現地の日系企業又は本社は、事前に相手方の信用情報を照会して取引の判断材料とすることを勧める。

信用調査業務に従事する現地日系企業では、本弁法の要求に従い、社内コンプライアンス制度、ソフト・ハードウェアの設備、従業員研修管理等において情報セキュリティの措置を十分にとることを勧める。留意事項や対策は各企業の経営状況や信用状況によって異なるため、自社の状況に基づき、多方面の調査、分析を行って目的に合った計画と対応策を講じる必要がある。（全53条）

石炭火力発電の電気卸売価格の市場化改革をさらに深化させることに関する通知

(発令元) 国家発展改革委員会

(法令番号) 発展価格〔2021〕1439号

(公布日) 2021年10月12日

(施行日) 2022年10月15日

1. 主なポイント

- (1) 石炭火力発電の全てを市場で取引する。石炭火力発電による電力は原則として全て電力市場で取引するようにし、石炭火力発電による電力の価格は現行の「基準価格」+「変動価格」によって確定するとし、新エネルギー発電による電力の価格と現行の石炭火力発電による電力の基準価格を連動させる。(第2条第1項)
- (2) 石炭火力発電による電力の取引価格の変動範囲を拡大し、従前上昇率10%以下としていたところ20%以下に拡大する。高エネルギー消費企業に適用する電力価格に対しては20%以下の制限を設けないとするため、高エネルギー消費企業の電気使用コストはさらに増大し、そのような企業が国からモデルチェンジを迫られることになる可能性もある。(第2条第2項)
- (3) 商工業の電力需要家は全て市場価格で電力を使用させるようにし、「商工業目録販売電気料金」を廃止する。電力市場から直接電力を購入しない需要家企業は、電力会社に電力の代理購入を委託する必要がある。すでに市場取引に参入しているか、電力会社による代理購入に切り替えた需要家に適用する価格は、電力会社がその他の利用者に代理購入する電力価格の1.5倍とする。(第2条第3項)
- (4) 時間帯別電力料金設定の政策を早急に実行するよう各地に要求し、緊急ピーク時変動料金制(CPP)を確立し、商工業の需要家にはピークを避けて電力を使用し、電気料金支出を減らすよう奨励する。(第3条第2項)

2. 今後の留意点

本通知の施行により、現地日系企業の電力使用コストが増大する。電力制限政策により、企業では生産経営に深刻な影響が出ており、生産の合理的な手配や緊急の電力制限が行われた期間の従業員賃金の支払い等は、現地企業の新たな課題や困難となっている。

現地企業から政府機関とうまく交渉することで、より多くの電力使用時間を勝ち取ることができる。また、総合労働時間制の適用を申請したり、電力制限期間中に従業員に休息を与えたり、研修を実施することができるほか、交替制で勤務・休息を取らせ、勤務時間を短縮し、従業員と協議したうえで賃金を調整することも検討できる。また、十分に弁護士と相談しながら、一時的・緊急の電力制限措置が取られた場合の従業員待遇等に関し、社内規則に規定を追加することで、長期対応への備えとなる。(全3条)

『第 14 次 5 年計画』外資活用発展計画

(発令元) 商務部

(公布日) 2021 年 10 月 12 日

1. 主なポイント

- (1) 外商投資市場参入を緩和し、外商投資参入ネガティブリストの項目をさらに削減する。外商投資に対する持分比率の制限を段階的に緩和し、より多くの分野において外資の持分支配や独資経営を認める。倉庫保管や郵政業、情報伝達、ソフトウェア及び IT サービス業、賃貸及びビジネスサービス業、科学研究及び技術サービス業、文化・スポーツ及び娯楽業等の分野において参入許可要件を減らし、市場参入のハードルを引き下げる。(第 3 条)
- (2) 外資活用の産業構造や地域配置を最適化する。先進型製造業、現代型農業、金融サービス、現代型物流、サプライチェーン管理、情報サービス等の生産型サービス業及び医療、健康、高齢者福祉、育児保育、旅行、家事等の生活サービス業への外資による投資を奨励する。京津冀(北京・天津・河北)経済圏、長江デルタ経済圏、広東・香港・マカオグレートベイエリア、成都・重慶 2 都市経済圏等の地域における投資規模の拡大を図る。(第 4 条)
- (3) 外資の自由貿易試験区、海南自由貿易港、北京等のサービス業拡大開放のための総合試験運用モデル区や、国家級経済開発区等の地域における投資分野の拡大を推進する。「極簡審批(ミニマリズム審査認可)」投資制度を全面的に進め、集積回路、デジタル経済、新素材、バイオ医薬、先端機器、研究開発、現代型物流等多くの産業への外資投資を促進する。(第 5 条)
- (4) 外商投資環境の最適化。業界の障壁や地方政府による国内企業保護の影響をなくし、外商投資企業が法により公平な競争を通じて政府調達、入札の活動に参加できることを保障する。各地方に対し、外商投資企業による苦情申し立てを迅速に処理し、外資企業の営業秘密に対する保護を強化する。(第 8 条)

2. 今後の留意点

本計画では、より高い水準の対外開放の推進、外資構造の最適化利用、外商投資促進サービス水準の向上、外商投資環境等の 7 つの面から、各地で実施すべき 23 項の重点任務を挙げている。今後、各地政府機関により具体的な実施細則及び措置が制定されることになるため、現地日系企業及び本社では随時それらに注目し、各地の外資優遇政策を活用して投資及び事業分野の拡大を図ることができる。(全 10 条)

『データ安全評価弁法（意見聴取稿）』に関する公開意見募集の通知

（発令元）国家インターネット情報弁公室

（公布日）2021年10月29日

1. 主なポイント

- (1) データ国外移転安全評価の受理機関を明確に定めた。国外へのデータ提供について安全評価を受けるには、企業の所在地の省級インターネット情報機関から国家インターネット情報機関に申請する。（第4条）
- (2) データ国外移転安全評価が必要となる事由を明確に定めた。国外に移転するデータに重要データが含まれる場合、累計で10万人分を超える個人データ又は1万人分を超える機微な個人情報（身分識別情報、医療健康、行動歴等）を国外に提供する場合等において、データ国外移転安全評価を受ける必要がある。（第4条）
- (3) データの処理者は、国外にデータを提供するにあたり、事前にデータの国外移転リスクについて自ら評価を行うものとし、重点評価事項として、「データの国外移転及び国外受領者のデータ処理の目的、範囲、方式等が適法、正当で、必要性があること」、「データの国外移転及び再移転後の漏えい、毀損、改ざん、濫用等のリスク」、「個人が個人情報の権益を保護するための手段が整備されているか」等を列挙した。（第5条）
- (4) データ処理者は国外受領者と契約を締結しなければならないことを明確に定め、契約の主な内容として、「データの国外移転の目的、方式及びデータの範囲、国外受領者が処理するデータの用途、方式」、「国外受領者が国外移転データをその他の組織、個人に再移転することの制限」等を列挙した。（第9条）
- (5) データ国外移転評価の結果の有効期間は2年とすることを明確に定め、評価の受け直しが必要となる事由として、「データを国外に提供する目的、方式、範囲、類型及び国外受領者によるデータ処理の用途、方式に変化が生じたか、個人情報や重要データの国外での保存期間を延長する場合」等を列挙した。（第12条）

2. 今後の留意点

本評価弁法への意見提出期限は2021年11月28日までとされている。本評価弁法は『データ安全法』の関連法規となるもので、『データ安全法』、『個人情報保護法』、『ネットワーク安全法』等とともに中国のデータセキュリティ、情報保護の法的枠組みを構成するものとなる。

今回の意見聴取稿はまだ法的効力を持たないが、日系企業ではこれに基づいて関連の動向を事前に把握し的確な対応を取ることが可能であり、社内データの処理、保存、国外伝送等の行為について、法規に従い、必要に応じて弁護士のサポートを受けながら評価を行い、改善することができる。

（全18条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2017年2月に蘇州市のA社に入社し、縫製の職務を担当することになった。2017年12月27日の退勤後帰宅途中に、王氏は主要責任が本人にない交通事故に遭い、2018年6月13日に労災と認定された。負傷した王氏は病院の診断証明書を提出して出勤しなくなり、会社は賃金を支払わなかった。2019年1月28日、王氏はA社に「労働契約解除通知書」を郵送し、通知書には「会社が全額で労働報酬を支払わないため、労働契約の解除を要求する」と記載していた。

2019年3月8日、王氏は蘇州市の労働人事紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てて労働関係の解除を要求し、有給休業期間の賃金12,600元の追加支給と労働契約解除に伴う経済補償金16,000元の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

王氏はA社が全額で有給休業期間の賃金を支払わなかったことを理由に労働関係を解除でき、経済補償金の支払いまで要求することができるのか。

3. 弁護士の分析

王氏はA社が有給休業期間の賃金を全額で支払わなかったことを理由に労働関係を解除し、A社に経済補償金の支払いを要求することができない。具体的な分析は以下の通りとなる。

- (1) 労働報酬は、従業員の正常な労働に対する対価である。有給休業期間の賃金は従業員が『労働災害保険条例』に基づき享受する労災保険待遇であり、有給休業期間賃金の性質は労働報酬ではない。
- (2) 仮に仲裁委員会が有給休業期間賃金の性質を労働報酬と認めたとして、『労働契約法』第38条及び第46条の規定により、労働者は会社が労働報酬を期日通り全額で支払わなかったために労働契約の解除を要求することができ、会社に経済補償金の支払いを要求することができるとはいっても、第38条の「労働報酬を期日通り全額で支払わなかった」とは、使用者の主観的な悪意により賃金が未払いとなったことを意味するものである。

本件において、王氏が負傷したのは交通事故のためであり、A社が交通事故の賠償項目である休業費に類する有給休業期間賃金を支払うべきかについてはなお疑義が存在し、A社には故意に労働契約の約定に反して悪意から労働報酬を支払わないような主観的な動機があったわけではない。このため、王氏はA社が有給休業期間賃金を期日通り全額で支払わなかったことを理由に労働契約を解除することはできず、A社に経済補償金の支払いを要求することもできない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁を経て、一審、二審裁判が行われ、いずれの判決でもA社から王氏に対し、労働契約解除にかかる経済補償金を支払う必要はないとされた。

5. 留意点

実務において、「会社が有給休業期間賃金を期日通り全額で支払わない」ことを理由に労働関係を解除し、経済補償金の支払いを請求できるかどうかの判断は各地によって異なる。北京市、青島市の労働仲裁機関や裁判所ではいずれも、労働者は「有給休業期間賃金を会社が全額で支払わなかった」ことを理由に労働関係を解除し、経済補償金の支払いを請求できるという認識を持っているが、江蘇省の裁判所はこれを不可としている。

このため、日系企業では以下2点に留意されたい。

- (1) 会社の従業員に労災が発生したら、速やかに従業員の有給休業期間を書面で確定したうえ、労災発生前の当該従業員の賃金基準で有給休業期間賃金を支給する。
- (2) 会社は、就業規則の中で「従業員に交通事故による労災が発生した場合、会社は当該期間の賃金支給を一時停止することができる。従業員が労災認定を受けて出勤を再開した後で、会社から有給休業期間中の賃金を一括で事後支給する。」と規定することができ、その際従業員への公示を行い、従業員の署名を取得する等の民主的プロセスを履行しておくようにする。これにより、会社が従業員への有給休業期間賃金の支給を忘れてしまった場合にも、これを理由に抗弁することができる。